

富士見市再生可能エネルギー機器等導入事業者補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、低炭素社会の実現を目指し、自らが使用する電力の低炭素化に資する再生可能エネルギー機器等（次条第3号から第5号までに定める機器をいう。以下同じ。）の導入を行う事業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和55年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 富士見市内に所在し、事業活動が行われる場所をいう（建物の総床面積のうち2分の1以上が居住の用に供されているものを除く）。
- (2) 事業者等 市内に事業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) 太陽光発電システム 太陽電池を用いて太陽光を電気に変換する設備をいう。
- (4) エネルギーマネジメントシステム 建物全体の電力を自動で計測し、エネルギーの見える化を実現することができ、かつ、エネルギー使用の効率化及び電力需要の制御を図ることができる設備をいう。
- (5) 定置用リチウムイオン蓄電池 リチウムイオン蓄電池を搭載し、太陽光発電システムにより発電した電力又は電力会社が供給する夜間電力を利用することにより、当該蓄電池に繰り返し電気を蓄え、必要に応じて当該蓄電池から電気を活用することができる設備をいう。
- (6) 市税 富士見市税条例（昭和32年条例第15号）第3条第1号から第3号までに掲げる税及び富士見市都市計画税条例（昭和46年条例第40号）第1条に規定する都市計画税をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金交付の対象となる事業者等（以下「補助対象事業者」という。）は、

次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 富士見市に納税義務のある事業者等にあつては、市税を滞納していないこと
- (2) 過去において同一又は同種の再生可能エネルギー機器等に係る市の補助金の交付を受けていないこと
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条各項で規定する暴力団に係る者が属していないこと
- (4) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市長が認める要件に該当しないこと

（補助対象事業等）

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、事業者等が自ら所有又は日常的に使用している事業所又はその敷地に、次条の補助対象機器を購入し設置する事業（ただし、他に事業所の所有者がある場合は、全ての所有者から同意がとれている場合に限る。）とし、補助の対象となる経費は当該機器の購入及び設置に要した費用とする。ただし、手数料、補償費その他の機器設置工事に直接要しない経費は補助対象経費に含めない。

- 2 補助対象事業における設置工事着工日は、第9条に規定する補助金交付決定の通知の日以後でなければならない。

（補助対象機器）

第5条 補助の対象となる再生可能エネルギー機器等は、未使用のもので、別表に掲げる要件の全てを満たすものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表に掲げる対象機器の区分に応じ、同表に定める額を限度とする。ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 国及び埼玉県の補助金、その他の補助金（以下「国等の補助金」という。）を併用する場合にあつては、補助対象経費から国等の補助金の交付額を控除する。

（補助金の交付申請等）

第7条 規則第4条第1項の補助金等交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

- 2 規則第4条第1項第1号の事業計画書の様式は、様式第2号のとおりとする。

- 3 規則第4条第1項第2号の収支予算書の様式は、様式第3号のとおりとする。
- 4 規則第4条第1項第3号の市長が別に定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 申請者である法人又は個人を確認することができる書類
 - (2) 補助対象機器を建築物に設置する場合にあっては、当該建築物に係る登記事項証明書又は当該建築物の固定資産税にかかる公課証明書その他の当該建築物の所有者が確認できる書類の写し
 - (3) 補助対象機器を土地に設置する場合にあっては、当該土地に係る登記事項証明書その他の当該土地の所有者が確認できる書類及び公図
 - (4) 補助対象機器を設置する建築物又は土地の所有者が補助対象事業者と異なる場合にあっては、賃貸借契約書等、補助対象事業者が当該建築物又は土地を日常的に使用していることを証する書類の写し
 - (5) 補助対象事業実施予定場所の位置図
 - (6) 補助対象事業実施予定場所の現況写真
 - (7) 補助対象機器の仕様が分かる書類
 - (8) 補助対象事業に要する費用の内訳が記載された見積書の写し
 - (9) エネルギーマネジメントシステムのみを補助対象として交付申請する場合にあっては、太陽光発電システムが既に設置されていることが確認できる以下のいずれかの書類
 - ア 太陽光発電の検針票の写し（申請時点直近の発電量がわかるもの）
 - イ エネルギー表示器（モニター）の画面の写真（申請時点直近の日付及び発電量が表示されたもの）
 - ウ その他太陽光発電設備システムの設置が確認できる書類
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- 5 規則第4条第1項の市長が定める期日は、当該年度の6月1日から9月30日（その日が富士見市の休日を定める条例（平成2年条例第14号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日以後に到来する当該休日ではない最初の日）までの間とする。ただし、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると市長が認めたときは、当該期日を変更することができる。
- 6 前項ただし書の規定により、期日を変更する場合は、当該変更する期日を市のホームページ又は広報紙への掲載により事前に公表しなければならない。

(変更等の様式等)

第8条 規則第6条第1項第1号の変更に係る申請の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 規則第6条第1項第3号の中止又は廃止に係る申請の様式は、様式第5号のとおりとする。

3 市長は、前2項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、承認の可否を決定し、第1項の規定による場合において決定したときは様式第6号により、前項の規定による場合において決定したときは様式第7号により当該申請者に通知するものとする。

(補助金等の交付の決定)

第9条 規則第7条の補助金等交付決定・却下通知書の様式は、様式第8号のとおりとする。

(実績報告書の様式等)

第10条 規則第13条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、様式第9号のとおりとする。

2 規則第13条第1項第1号の事業報告書の様式は、様式第10号のとおりとする。

3 規則第13条第1項第2号の収支決算書の様式は、様式第11号のとおりとする。

4 規則第13条第1項第3号の市長が別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 補助対象事業に要する費用が記載された工事請負契約書及び内訳書の写し

(2) 補助対象事業に要した費用に係る支出について領収書その他証拠書類の写し

(3) 補助対象機器の実施状況を示す写真(施工中及び完成写真)

(4) 国等の補助金の交付決定通知書の写し(国等の補助金を併用した場合に限る。)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

5 規則第13条第1項の市長が定める期日は、設置完了の日から30日以内又は当該年度の3月15日(その日が富士見市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日以後に到来する当該休日ではない最初の日)のいずれか早い日までとする。

(補助金の額の確定)

第11条 規則第14条の補助金等確定通知書の様式は、様式第12号のとおりとする。

(補助金等交付請求書の様式等)

第12条 規則第16条第2項の補助金等交付請求書の様式は、様式第13号のとおりとする。

(財産処分の制限)

第13条 規則第19条ただし書に規定する市長が定める期間は、本事業により機器を設置した日から起算して5年とする。

(書類の整備等)

第14条 補助対象者は、補助金に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、かつ、それらの書類を補助対象機器の設置が完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

対象機器	要件	補助金の額
太陽光発電システム	次のア及びイに該当するもの ア 太陽電池容量が1キロワット以上のもの イ 事業所に連系され、発電される電力が当該事業所において使用されるものであること。	3万円／キロワット(上限60万円)
エネルギーマネジメントシステム	太陽光発電システムと併設のもの	対象経費の1/6(上限20万円)
定置用リチウムイオン蓄電池	次のア及びイに該当するもの ア 蓄電容量が1キロワット以上のもの イ 事業所に連系され、蓄電される電力が当該事業所において使用されるものであること。	1万円／キロワット(上限60万円)

様式第1号（第7条関係）

富士見市再生可能エネルギー機器等導入事業者補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）富士見市長

申請者

所在地

事業者名

代表者氏名

電話番号 ()

富士見市再生可能エネルギー機器等導入事業者補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、市長がこの補助金に係る交付決定の審査のため、私の市税の納付に関する情報を利用することに同意します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 申請者である法人又は個人を確認することができる書類

(4) 補助対象機器を建築物に設置する場合にあっては、当該建築物に係る登記事項証明書又は当該建築物の固定資産税にかかる公課証明書その他の当該建築物

の所有者が確認できる書類の写し

- (5) 補助対象機器を土地に設置する場合にあっては、当該土地に係る登記事項証明書その他の当該土地の所有者が確認できる書類及び公図
- (6) 補助対象機器を設置する建築物又は土地の所有者が補助対象事業者と異なる場合にあっては、賃貸借契約書等、補助対象事業者が当該建築物又は土地を日常的に使用していることを証する書類の写し
- (7) 補助対象事業実施予定場所の位置図
- (8) 補助対象事業実施予定場所の現況写真
- (9) 補助対象機器の仕様が分かる書類
- (10) 補助対象事業に要する費用の内訳が記載された見積書の写し
- (11) エネルギーマネジメントシステムのみを補助対象として交付申請する場合にあっては、太陽光発電システムが既に設置されていることが確認できる以下いずれかの書類
 - ア 太陽光発電の検針票の写し（申請時点直近の発電量がわかるもの）
 - イ エネルギー表示器（モニター）の画面の写真（申請時点直近の日付及び発電量が表示されたもの）
 - ウ その他太陽光発電設備システムの設置が確認できる書類
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

様式第2号（第7条関係）

事業計画書

補助金交付 申請者	所在地				
	事業者名				
	代表者名				
	申請者の区分		個人 ・ 法人 ・ その他の団体		
補助対象事業 を実施する 事業所 ※補助対象機器 の設置場所	所在地				
	事業所名				
上記事業所の 所有者 ※上記申請者と 異なる場合の み記入	住所又は所在地				
	氏名又は事業者名 及び代表者名				
太陽光発電 システム	モジュール	メーカー		型番	
		出力	Kw（公称出力に枚数を乗じた値）		
	パワーコン ディ ショナー	メーカー		型番	
		交流出力 定格容量	kw（メーカー公表値）		
エネルギー マネジメント システム	メーカー		型番		
定置用リチ ウムイオン 蓄電池	メーカー		型番		
	蓄電容量	kwh（メーカー公表値）			
補助対象機器等設置工事の 着工予定日及び竣工予定日	着工日：		年	月	日
	竣工日：		年	月	日

様式第3号（第7条関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部

項 目	予算額（円）	摘 要
自 己 資 金		
市 補 助 金		
国等の補助金		
そ の 他		
合 計		

2 支出の部

補 助 対 象 機 器	予 算 額		摘 要
		うち市補助 対 象 額	
合 計			

様式第4号（第8条関係）

富士見市再生可能エネルギー機器等導入事業者補助金変更承認申請書

年 月 日

（宛先）富士見市長

申請者

所在地

事業者名

代表者氏名

電話番号 ()

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた補助対象事業について、変更の承認を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第6条第1項第1号の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助対象事業を実施する事業所

所在地

事業所名

2 変更理由

3 変更内容

(1) 変更前

(2) 変更後

様式第5号（第8条関係）

富士見市再生可能エネルギー機器等導入事業者補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）富士見市長

申請者

所在地

事業者名

代表者氏名

電話番号 ()

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた補助事業について、中止（廃止）の承認を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第6条第1項第3号の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請区分 中止 ・ 廃止
- 2 補助金交付の決定を受けた事業所
所在地
事業所名
- 3 中止期間又は廃止時期
- 4 理由

様式第6号（第8条関係）

富士見市再生可能エネルギー機器等導入事業者
補助金変更承認・不承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

富士見市長 印

年 月 日付けで変更申請のありました富士見市再生可能エネルギー機器等導入事業者補助金については、下記のとおり決定しましたので、富士見市再生可能エネルギー機器等導入事業者補助金要綱第8条第3項の規定により通知します。

記

1 承認

(1) 補助対象事業を実施する事業所

所在地

事業所名

(2) 承認内容

(変更前)

(変更後)

(3) 承認条件

2 不承認

(理由)

様式第7号（第8条関係）

富士見市再生可能エネルギー機器等導入事業者
補助金中止（廃止）承認・不承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

富士見市長 印

年 月 日付けで中止（廃止）承認申請のありました富士見市再生可能エネルギー機器等導入事業者補助金については、下記のとおり決定しましたので、富士見市再生可能エネルギー機器等導入事業者補助金要綱第8条第3項の規定により通知します。

記

1 承認

- (1) 承認区分 中止 ・ 廃止
- (2) 補助金交付の決定を受けた事業所
所在地
事業所名
- (3) 承認条件

2 不承認

(理由)

様式第8号（第9条関係）

富士見市再生可能エネルギー機器等導入事業者補助金交付決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

富士見市長 印

年 月 日付けで申請のありました富士見市再生可能エネルギー機器等導入事業者補助金については、下記のとおり決定しましたので、補助金等の交付手続等に関する規則第7条の規定により通知します。

記

1 交付決定

- (1) 交付決定額 円
- (2) 補助対象事業を実施する事業所
所在地
事業所名
- (3) 支払方法 口座振込
- (4) 交付条件

2 却下

(理由)

様式第9号（第10条関係）

富士見市再生可能エネルギー機器等導入事業者補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）富士見市長

申請者

所在地

事業者名

代表者氏名

電話番号 ()

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた補助対象事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 円

2 補助対象事業を実施する事業所

所在地

事業所名

3 事業完了日

4 添付書類

(1) 事業報告書（様式第10号）

(2) 収支決算書（様式第11号）

- (3) 補助対象事業に要する費用が記載された工事請負契約書及び内訳書の写し
- (4) 補助対象事業に要した費用に係る支出について領収書その他証拠書類の写し
- (5) 補助対象事業の実施状況を示す写真（施工中及び完成写真）
- (6) 国等の補助金の交付決定通知書の写し（国等の補助金を併用した場合に限る。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第10号（第10条関係）

事業報告書

補助金交付 申請者	所在地				
	事業者名				
	代表者名				
	申請者の区分		個人 ・ 法人 ・ その他の団体		
補助対象事業 を実施する 事業所 ※補助対象機器 の設置場所	所在地				
	事業所名				
上記事業所の 所有者 ※上記申請者と 異なる場合の み記入	住所又は所在地				
	氏名又は事業者名 及び代表者名				
太陽光発電 システム	モジュール	メーカー		型番	
		出力	Kw（公称出力に枚数を乗じた値）		
	パワーコン ディ ショナー	メーカー		型番	
		交流出力 定格容量	kw（メーカー公表値）		
エネルギー マネジメント システム	メーカー		型番		
定置用リチ ウムイオン 蓄電池	メーカー		型番		
	蓄電容量	kwh（メーカー公表値）			
補助対象機器等設置工事の 着工予定日及び竣工予定日	着工日：		年	月	日
	竣工日：		年	月	日

様式第11号（第10条関係）

収 支 決 算 書

1 収入の部

項 目	予算額（円）	決算額（円）	摘 要
自 己 資 金			
市 補 助 金			
国県の補助金			
そ の 他			
合 計			

2 支出の部

補助対象機器	予 算 額		決 算 額		摘 要
		うち補助 対象額		うち補助 対象額	
合 計					

様式第12号（第11条関係）

富士見市再生可能エネルギー機器等導入事業者補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

富士見市長 印

年 月 日付けで実績報告のありました富士見市再生可能エネルギー機器等導入事業者補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付の決定を受けた事業所
所在地
事業所名
- 2 交付決定額 円
- 3 交付確定額 円
- 4 返還額 円

様式第13号（第12条関係）

富士見市再生可能エネルギー機器等導入事業者補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）富士見市長

申請者

所在地

事業者名

代表者氏名

電話番号 ()

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた富士見市再生可能エネルギー機器等導入事業者補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則第16条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額 円

2 補助金の振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協 支店
預金種類	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
ふりがな	
口座名義	

備考 通帳の写しなど振込先の分かるものを添付してください。